

令和6年11月

## 「広島 BOX」への出展製品の募集について

広島産業会館では、平成29年5月に「広島 BOX～メイド・イン・ひろしまギャラリー～」をリニューアルオープンし、以来、工業製品、食品、日本酒、伝統的工芸品など県内産品の展示を行っています。

当該ギャラリーは、50センチ角のアクリル BOX の中に製品一つひとつを丁寧かつ魅力的に展示し、キャプションや写真を作成して分かりやすく紹介しています。また、当館ホームページに掲載して、貴社及び貴社製品に対する理解が一層深まるよう努めています。

現在、21の製品を展示・紹介しているところですが、令和7年度の展示実施にあたり、新たな出展製品を募集します。

自社製品の出展を希望されるかたは、次により「出展応募確認書」をメールまたはFAXにより県立広島産業会館へ提出してください。

なお、出展応募者多数の場合や展示スペース等の都合により、ご希望に添えない場合がありますので、その際はご容赦ください。

### 1 展示期間について

令和7年4月1日～令和8年3月25日（予定）

### 2 出展対象製品

「県産品※」を対象とします。

〔※県産品とは、広島県内において製造・加工される製品です。製造・加工とは材料に何らかの付加価値をつけることであり、材料に何らかの加工を加えることが前提となります。  
また、移輸入等により持ち込まれた材料を単に箱詰めした製品は該当しません。〕

### 3 「出展応募確認書」の提出について

別紙「広島 BOX～メイド・イン・ひろしまギャラリー～令和7年度（R7年4月1日～3月25日（予定））出展応募確認書」をメール又はFAXでご返信ください。

製品の展示ディスプレイやキャプション及び製品写真・画像については、別途、調整させていただきます。

### 4 費用負担について

展示商品の輸送（返還を含む）に係る費用のみ、出展者負担としておりますのでご理解ください。（「広島県物産陳列規則」第3条）に基づく

### 5 添付書類

- ・広島 BOX～メイド・イン・ひろしまギャラリー～令和7年度（R7年4月1日～3月25日（予定））出展応募確認書
- ・広島県物産陳列規則（別紙様式「※陳列依頼書」を含む）※陳列依頼書の提出は不要です。

### 6 提出期限

令和6年12月20日（金）

不明な点等がありましたら、担当（清水）までご連絡ください。

〔提出先：県立広島産業会館  
担当：清水 和義  
電話：082-253-8111  
FAX：082-253-8114  
E-mail:k-shimizu@hiwave.or.jp〕

## 広島BOX～メイド・イン・ひろしまギャラリー～のご紹介

多彩な産業が集積する広島県は、西日本有数のものづくり県です。これを支えているのが、卓越したものづくりの技術・ノウハウを生かし、新しい環境へのチャレンジ精神を発揮する、多くの企業が取り組む「イノベーション」の力です。

広島県立広島産業会館では、県内企業が取り組む「イノベーション」の成果である製品を紹介するため、平成28年5月、館内の県産品コーナーを一新し、新たに西展示館1階ロビーに「広島BOX～メイド・イン・ひろしまギャラリー～」をオープンしました。

「広島BOX～メイド・イン・ひろしまギャラリー～」では、50センチ角のアクリルボックスの中に、広島県産の製品やモデルを、広島県の「宝」として展示しています。

当WEBサイトでは、広島県立産業会館までお越しになれない方やこれまでの展示をご覧になりたい方のために、「360°バーチャルギャラリー」をご用意しています。

360°パノラマビューの中で、実際に「広島BOX～メイド・イン・ひろしまギャラリー」で鑑賞しているかのようなバーチャル感を味わっていただければ幸いです。

「広島BOX～メイド・イン・ひろしまギャラリー」をご覧の皆様が、広島県産品の一つ一つが持っている「ものづくり技術の粋」と「デザインの美」を感じていただくことを願っております。

<公益財団法人ひろしま産業振興機構(広島県立広島産業会館指定管理者)>



## 広島県物産陳列規則

昭和四十二年四月一日規則第三十八号  
改正

昭和五五年 二月二六日規則第三号  
平成 二年 四月 一日規則第三四号

広島県物産陳列規則をここに公布する。

(この規則の趣旨)

第一条 この規則は、本県物産（以下「物産」という。）の宣伝及び紹介のために、広島県庁及び広島県立産業会館（以下「県庁等」という。）において行う物産の陳列に関する必要な事項を定めるものとする。

(依頼による陳列)

第二条 県庁等における物産の陳列は、物産を生産、加工又は販売する者及びその関係者からの依頼により行うものとする。

2 県庁等に物産の陳列を依頼しようとする者は、あらかじめ、別記様式による陳列依頼書を知事に提出しなければならない。

(費用の負担)

第三条 県庁等に物産の陳列を依頼した者は、当該物産の輸送若しくは保管又は陳列のための特別装飾に要する費用をすべて負担しなければならない。

(陳列期間)

第四条 物産の陳列期間は、一年とする。ただし、更新を妨げない。

(保管の責任)

第五条 知事は、第二条の規定により陳列の依頼を受けた受託物の保管中に生じた損害に対しては、責任を負わない。

(陳列の拒否)

第六条 県庁等における陳列の申込みが、この規則の趣旨に反するおそれがあると認められるとき又はその他の理由により陳列が困難と認められるときは、これに応じないことがある。

(委任規定)

第七条 この規則に定めるもののほか、県庁等における物産の陳列に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 広島県物産事務所利用規則（昭和二十五年広島県規則第百五号）

二 広島県物産北九州事務所利用規則（昭和三十五年広島県規則第百号）

3 この規則施行の際現にこの規則による廃止前の広島県物産事務所利用規則及び広島県物産北九州事務所利用規則の規定により陳列の依頼を受けて陳列中の物は、この規則の規定により陳列の依頼を受けたものとみなし、この規則の定めるところにより陳列するものとする。

附 則（昭和五五年二月二六日規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年四月一日規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

陳　　列　　依　　頼　　書

平成　年　月　日

広島県知事　　殿

依頼者　郵便番号

住　所

氏　名

(印)

〔法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

次の物産を陳列してください。

番号	品　　名	数量	F・O・B 価　格	卸　価　格	小　価　格	1月の生 産　能　力	備考
			円	円	円		

注　用紙の大きさは、日本工業規格B4列5とする。